

愛媛県中小企業融資制度のしおり

県融資制度とは、中小企業者の方々が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、県、金融機関、信用保証協会が協調して資金を供給する制度で、金融機関と信用保証協会が取扱窓口となっています。

融資対象となる方

県内に事業所を有し、信用保証協会の定める**保証対象業種に属する事業**を営む中小企業者、組合等が対象です。

〔※特別小口保険を利用する方は1年以上の事業実績が必要です。〕

○中小企業者：資本金又は従業員数のどちらかが下記表に該当する方

業種区分	資本金	従業員数
製造業等（建設業・運輸業等を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 〔自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業〕 並びに工業用ベルト製造業を除く。	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下
特定非営利活動法人	—	300人以下
卸売業、サービス業	—	100人以下
小売業（飲食店を含む）	—	50人以下

○小規模企業者：中小企業者のうち従業員数が20人以下(商業又はサービス業(※)は5人以下)の事業者 ※サービス業のうち宿泊業及び娯楽業は従業員数が20人以下

○組合：事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、内航海運組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合



お申し込み先

お申し込みは、現在お取り引きがある下記の取扱金融機関へお申し込みください。金融機関とお取り引きのない場合は信用保証協会へ申し込みを行い、金融機関の斡旋を受けることもできます。

また、経営安定小口資金（特別小口保険適用者）や小口零細企業資金（経営指導特例）を利用される場合は、商工会議所等へお申し込みをすることができます。

【取扱金融機関】

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

ご利用の留意点

金融機関及び信用保証協会の審査が必要です。審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。